

(裏)

守山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- この制度は、守山市に登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（戸籍届出書に係る証明書を除く。）（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等（注）の代理人および本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。
（注）本人等（住民票関係）本人又は本人と同一世帯の者
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属
- 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者または法定代理人に住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。なお、通知書を発送するまでには事務処理の期間を必要としますので、あらかじめご了承ください。
- 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - 住民票の写し等の交付年月日
 - 交付した住民票の写し等の種別及び部数
 - 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

（注）交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。
- 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人より開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても個人情報の保護に関する法律の範囲内での情報が開示されます。
- 水曜日から火曜日まで受け付けた分を次の水曜日（水曜日が休日の場合はその翌開庁日）に登録し、登録完了日以降の交付請求が通知の対象となります。
- 転出又は転居、転籍等により事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。国外転出の届出をした場合は、廃止届出が必要です。
- 登録者が死亡、国外転出、居所不明等により住民票が消除された場合は、事前登録を廃止します。

私は、この書面の内容を理解・確認し、同意いたします。

登録者氏名 _____

窓口に来られた方の氏名（本人・法定代理人・代理人） _____

受付印

守山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

登録の申込みを受付しました。

